

給水装置工事の 設計審査及び工事検査手数料の 改正について

令和2年1月17日
東員町上下水道課

2. 問題点

＜工事費に4%を乗じる定率制の問題点＞

- ◆指定給水装置工事事業者にとっては、給水材料の数量とともに金額を工事設計書に記入しなくてはならず、負担となっており、業務の簡素化が必要である。
- ◆東員町にとっては、近年、様々な給水材料があり、金額の設定及び工事費の算出に時間を要しており、業務の簡素化が必要である。

1. 設計審査及び工事検査手数料の現状

＜現状＞

東員町では、給水装置工事の申込が町にあった際に、その工事に対して設計審査業務と工事検査業務が発生するため、手数料を徴収している。

＜徴収根拠＞

東員町水道事業給水条例第30条（抜粋）

手数料は、次の各号の区別により申込者から申し込みの際、これを徴収する。

- (2) 設計審査(材料の確認を含む)及び工事検査をするとき。工事1件につき工事費の100分の4(1円未満切捨て)とし、6万円を上限とする。

3. 対策

＜手数料の算出方法の改定＞

工事費に定率を掛ける算出方法から設計審査及び工事検査に要する時間に応じた人件費等をもとにした算定方法に改めるものとする。

＜手数料の設定方法＞

給水装置の新設工事又は改造工事においては「一般住宅及び中規模事業所等」、「大規模事業所等」の2つの区分をもとに給水装置の規模（メータ一口径）に応じた手数料を設定した。また、撤去工事や一時工事用1栓などの簡単な工事については別途手数料を設定した。

4. 手数料一覧表

＜工事種別及びメータ口径による手数料一覧表＞

給水装置工事種別	メータ一口径	金額(1件あたり)	備考
新設及び改造	50ミリメートル未満	7,000円	
	50ミリメートル以上	14,000円	
その他		1,000円	一時用の工事で1栓のものを含む。

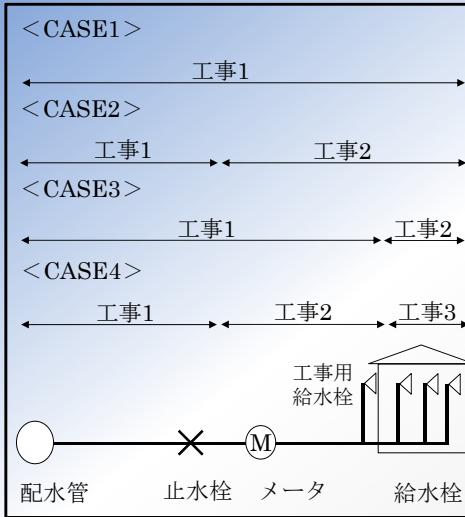
備考 本表に定めのない場合は、町長が別に定める

※令和2年4月1日以降の申請より適用します。

•5

5. 審査手数料の徴収の考え方(1)

給水装置工事（例：一般住宅 メータ一口径50mm未満）

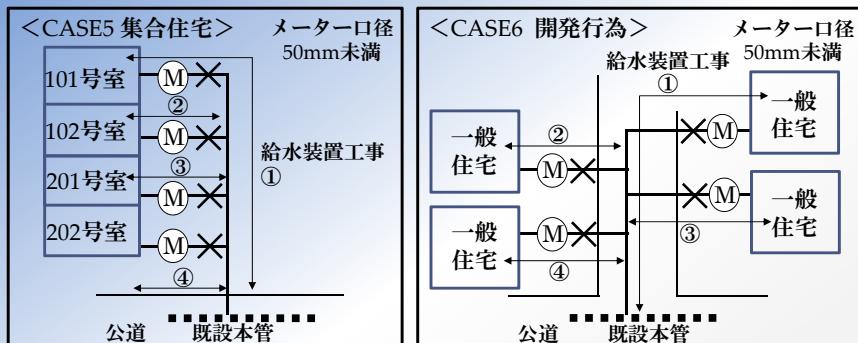


工事の申請ごとに手数料が
かかります。

- ▶ CASE1 1つの工事で完了する場合
⇒新設に該当するため7,000円
 - ▶ CASE2 2つの工事で完了する場合
⇒工事1は、新設に該当するため7,000円
⇒工事2は、改造に該当するため7,000円
 - ▶ CASE3 2つの工事で完了する場合
⇒工事1は、新設に該当するため7,000円
⇒工事2は、改造に該当するため7,000円
 - ▶ CASE4 3つの工事で完了する場合
⇒工事1は新設に該当するため7,000円
⇒工事2はその他に該当するため1,000円
⇒工事3は改造に該当するため7,000円

5. 審査手数料の徴収の考え方(2)

給水装置工事（例：集合住宅や開発行為）



- ◆ CASE5もCASE6もそれぞれのメーターを含む給水装置が新設となるため 7,000円(新設) × 4件 = 28,000円
 - ◆ それぞれの給水装置工事が分割となる場合は、一般住宅の分割工事の場合と同様に工事申請ごとに追加の手数料がかかります。
(例) 各給水装置工事をメーターまでの工事と屋内の工事に2分割とした場合
7,000円(改造) × 4件 = 28,000円 の追加の手数料がかかります。

6. 給水工事設計書の変更点

ただし、工事内容の確認は必要となるため下記の欄については記入をお願いします。

ANSWER The answer is 1000.

〈記入箇所欄〉

- ・給水装置場所
 - ・工事種別
 - ・装置所有者
 - ・使用材料（名称及び数量）

• 7

1

ご清聴ありがとうございました。